

総務文教常任委員会  
資 料

令和4年4月11日

教育委員会 教育振興部 生涯学習課

## 目 次

### 社会体育施設における指定管理者制度の導入について

1. 趣 旨 . . . P 1
2. 検証結果 . . . P 1
3. 社会体育施設の現状と将来あるべき姿 . . . P 2
4. 指定管理者制度導入における試算 . . . P 3
5. 指定管理者制度導入までのスケジュール (案)  
. . . P 5
6. 社会体育施設概要 . . . P 6

# 社会体育施設における指定管理者制度の導入について

## 1. 趣 旨

第2次加東市総合計画の「生涯学習の充実」において、「市民がそれぞれの年齢や体力に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむとともに、スポーツを通して、市民相互の親睦や理解が深められ、市民の健康増進や体力向上が図られている」ことを将来あるべき姿とし、生涯スポーツ・レクリエーションの推進に取り組みながら、公共施設の適正化の取組を踏まえ、社会体育施設の効率的な管理運営や費用対効果の観点から指定管理者制度の導入に取り組むものとしています。

「将来あるべき姿を実現する」ための観点、また、「社会体育施設の効率的な管理運営及び費用対効果が得られるのか」の観点から、指定管理者制度を導入する方が有益かどうかを検証しました。

## 2. 検証結果

検証の結果、下記のような成果が見込めることから、指定管理者制度を導入することが有益であると判断できるため、加東市公共施設適正配置計画により、令和5年度以降も存続する全ての社会体育施設について、令和4年度に公募による受託業者選定を実施し、令和5年度から指定管理者による社会体育施設の管理運営を実施します。

### ①市民サービスの向上

「類似施設での開催実績等の情報」と「各種教室の企画・運営ノウハウ」を活かして、ニーズに合った教室を継続的に受講できる（豊富な種類の教室をスピーディーに提供）とともに、新たな運動機会を提供することができる。

### ②質の高い体育施設の管理

「施設管理の教育体制（職場内訓練と社外研修）」と「施設管理業者との密接な連携体制（企画運営業者と施設管理業者による共同事業体）」により、専門的視点で体育施設の管理が行え、使用者が、不満を感じることなく、安心して、気持ちよく体育施設を使用することができる。

### ③費用対効果

将来あるべき姿を実現するために必要となる新たなサービス（新たな運動機会の提供・専門的視点による施設管理）を提供した場合においても、市が直営するよりも、試算では2,860千円の費用が抑制でき、さらに、より高品質のサービスを提供することができる。

### ④職員の有効活用

市正規職員3名が、他部署への配置転換が可能となるため、限られた職員数の中で、職員を有効活用することができる。

### 【指定管理者制度導入の対象施設と指定期間】

対象施設	指定期間※1
令和5年度以降も存続する全ての社会体育施設 社第一体育館、社武道館、滝野体育センター、 滝野総合公園体育館「スカイピア」、東条第一体育館 社第一グラウンド（多目的グラウンド、テニスコート）、 社第二グラウンド（野球場、テニスコート）、 社第三グラウンド（サッカー場、ソフトボール場）、 グリーンヒル・スタジアム、 滝野総合公園多目的グラウンド（多目的グラウンド、テニスコート）、 東条グラウンド、東条野球場、東条健康の森スポーツ広場、 夕日ヶ丘公園パークゴルフ場	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで (5年間)

※1：加東市公共施設適正配置計画により、指定期間中に、廃止し転用するとしているものについては、この限りではない。

### 3. 社会体育施設の現状と将来あるべき姿

1. 趣旨に記載のとおり、「第2次加東市総合計画」において、「市民が、それぞれの年齢や体力に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむとともに、スポーツを通して、市民相互の親睦や理解が深められ、市民の健康増進や体力向上が図られている」ことを将来あるべき姿としています。

また、「第3期加東市教育振興基本計画」においては、総合計画に関する市民意識調査での「スポーツ活動の支援が重要と回答する市民の割合」を、令和2年度調査69.9%から、令和7年度調査では86.0%に増加させることを成果指標としています。

指定管理者制度を導入することで、将来あるべき姿を実現することができると判断いたします。

現状

#### 多年代の市民が参加できる運動機会を提供

- ・多年代交流ができる運動機会の提供  
(ふれあい球技大会、地区親善ソフトボール大会等)
- ・スポーツ推進委員、体育協会と連携した運動機会の提供  
(体力測定、種目別市民大会等)
- ・公益活動登録団体、体育協会への活動支援による定期活動の実施

#### 体育施設の適切な管理

- ・日常点検(週2回)  
市職員の目視による施設・器具の点検
- ・月次点検(月1回)  
市職員による施設・器具の点検(ネットや支柱など器具の確認、グラウンド整備、アリーナの破損・変形などの状況確認)

スポーツ活動の支援が重要と回答する市民の割合(総合計画に関する市民意識調査)

**69.9%**(令和2年度)

指定管理者制度を導入することで、以下の成果を見込むことができます。

#### 新たな運動機会の提供

「類似施設での開催実績等の情報」と「企画運営ノウハウ」を活かして、豊富な種類の教室等をスピーディーに提供できる。

##### ①多年代対象の各種教室

※年間48教室(各8回)、定員15名、延べ5,760名

- ・児童対象の基礎運動、体操教室など
- ・多世代対象の健康体操、ヨガ教室など

##### ②アスリート等による指導、体験会

※月1回、定員50名、600名

- ・バレーボールやバスケットボールのプロ選手によるスポーツ指導など

#### 質の高い体育施設の管理

「施設管理の教育体制」と「施設管理業者との密接な連携体制」により、専門的視点で体育施設管理を行うことができる。

##### ①専門的視点による日常点検(週2回以上)

専門知識と経験を持つスタッフによる施設・器具点検を行うことで、不具合の早期発見・早期対応を実施

##### ②専門業者による月次点検(月1回)

専門業者による施設・器具点検を行うことで、予防保全型の施設管理と、器具・備品の不具合の早期発見・早期対応を実施

**86.0%**(令和7年度)

市民が、それぞれの年齢や体力に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむとともに、スポーツを通して、市民相互の親睦や理解が深められ、健康増進や体力向上を図られている。

スポーツ活動の支援が重要と回答する市民の割合(総合計画に関する市民意識調査)

令和2年度調査 69.9% ⇒ 令和7年度調査 **86.0%**

参考：第3期加東市教育振興基本計画

将来あるべき姿

#### 【新たな運動機会の提供】

市民の皆様が、ニーズに合った教室を継続的に受講できる。

#### 【質の高い体育施設の管理】

市民の皆様が、不満を感じることなく、安心して、気持ちよく体育施設を使用できる。

#### 4. 指定管理者制度導入における試算

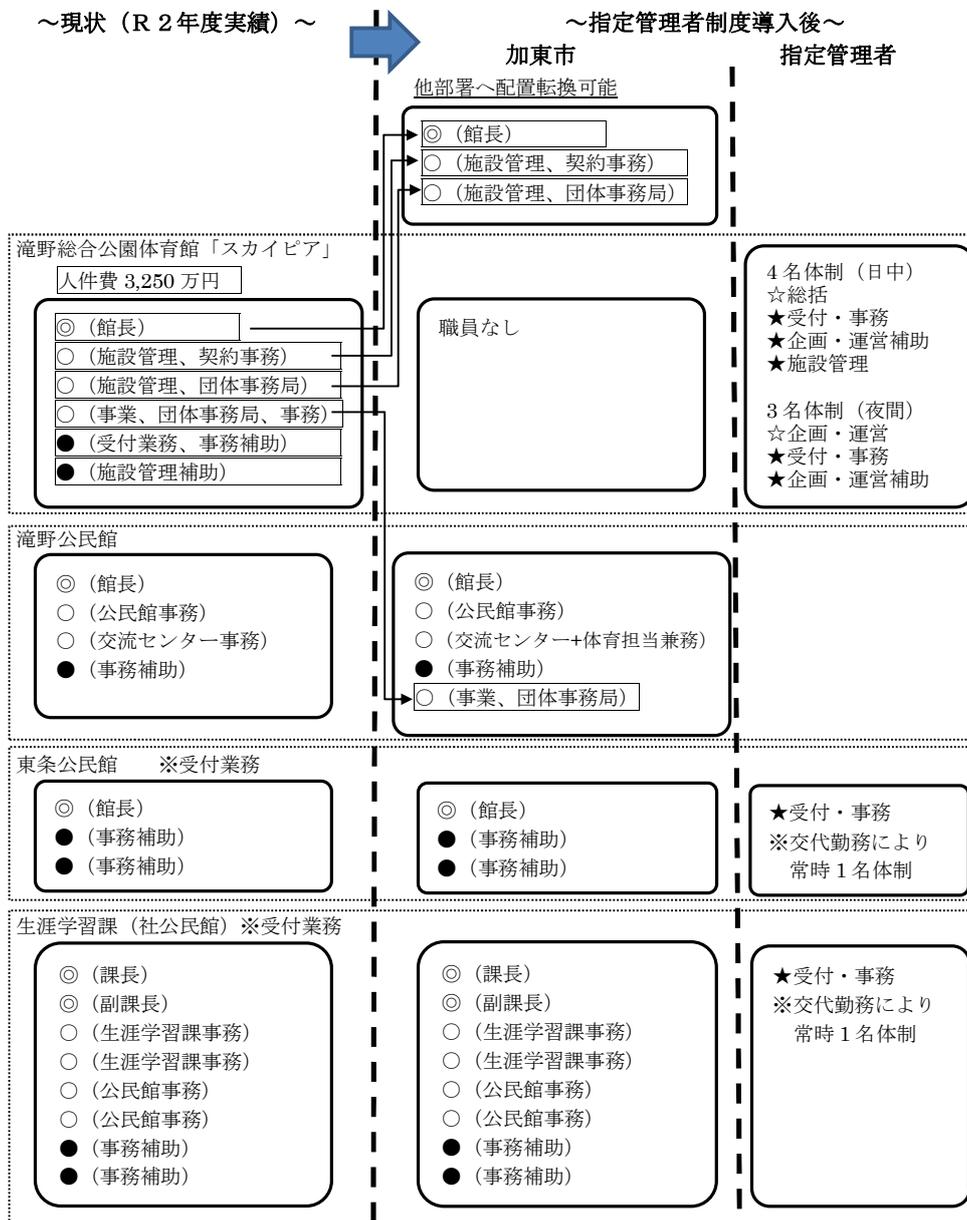
将来あるべき姿を実現するために、必要となる新たなサービス（新たな運動機会の提供、専門的視点による施設管理）を提供することを前提として、市が引き続き直営で社会体育施設を管理運営する場合と、指定管理者制度を導入した場合の収支を比較する必要があります。

比較検討の前提条件としては、次のとおりとします。

- ①原則、歳入・歳出については、平成28年度から平成30年度までの実績平均を用いる。
- ②歳出については、経常的なものだけを対象とし、臨時的経費は含まない。
- ③滝野総合運動公園体育館「スカイピア」の開館日数は310日、公民館の開館日数は291日とする。
- ④体育協会加盟団体をはじめとする各種団体との調整事務は、市が行う。
- ⑤人員配置の見直しを行う。

##### (1) 人員配置の見直し

社会体育施設における指定管理者制度導入による人員配置の見直し（案）



【凡例】◎：課長、副課長、館長 ○：係長、主査、主事 ●：会計年度任用職員  
 ☆：正規社員 ★：非正規社員

## (2) 市直営と指定管理者制度導入の場合の収支比較

(単位：千円)

管理・運営体制	現状	新たなサービス（各種教室の開催、専門業者による施設点検）を実施				
	市直営	市直営の場合			指定管理者制度の場合	
科目	収支A※1	収支B	B-A	内容	収支C	C-B
施設使用料	12,132	12,132	0		0	△ 12,132
自動販売機	997	997	0		0	△ 997
自主事業	0	1,152	1,152	各種教室参加費 ※2	0	△ 1,152
歳入合計①	13,129	14,281	1,152		0	△ 14,281
人件費	32,500	39,600	7,100	担当職員配置 ※3	7,100	△ 32,500
需用費	25,729	26,507	778	各種教室開催経費 ※4	0	△ 26,507
役務費	482	842	360	各種教室情報発信 ※5	0	△ 842
委託料	17,294	25,354	8,060	各種教室講師6,860 ※6 施設管理1,200 ※7	0	△ 25,354
使用料	398	398	0		0	△ 398
指定管理料	0		0	指定管理料	68,460	68,460
歳出合計②	76,403	92,701	16,298		75,560	△ 17,141
歳入歳出差引 ②-① (市負担)	63,274	78,420	15,146		75,560	△ 2,860

市直営で、新たなサービスを提供するためには、**15,146千円**の追加経費が必要となります。

指定管理者制度を導入することで、**2,860千円**の経費を抑制することができます。

※1：現状の収支Aについて、原則、歳入・歳出については、平成28年度から平成30年度までの実績平均を用いて計算しています。

※2：各種教室の参加費は、教材費相当分1,152,000円（1教室24,000円×48教室）とします。

※3：各種教室等の企画・運営のため、新たに、滝野公民館内に担当職員を配置します。

※4：各種教室等を48教室（各8回）、アスリート等による指導・体験会を年12回開催します。

※5：各種教室等のチラシ作製及び、ホームページでの情報発信を行います。

※6：各種教室等における指導は、外部講師に委託します。

※7：施設管理専門業者に、月次点検を委託します。

将来あるべき姿を実現するために必要となる新たなサービス（新たな運動機会の提供、専門的視点による施設管理）を提供する場合、市直営の場合、**15,146千円**の経費が新たに必要です。

しかし、指定管理者制度を導入することで、**2,860千円**の経費を抑制することが可能となり、さらに、民間企業のノウハウを活用することにより、各種教室の企画運営、施設管理ともに、品質向上の効果もあります。

5. 指定管理者制度導入までのスケジュール（案）

項 目	令和3年度						令和4年度												令和5年度
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
政策会議					■														
教育委員会（制度導入）						■													
指定管理導入方法の決定						■													
総務文教常任委員会（制度導入）							■												
指定管理公募に係る起案							■												
指定管理者選定委員の依頼・委嘱							■	■											
第1回定期使用団体説明（制度導入）								■											
教育委員会（条例改正）								■											
条例改正の上程									■										
募集の公告											■								
第一次審査（書類審査）												■							
第二次審査（プレゼン）													■						
教育委員会（指定管理者決定）														■					
指定管理者の議案上程															■				
第2回定期使用団体説明（指定管理者）																■			
指定管理者の指定告示																	■		
指定管理者の指定通知																	■		
協定内容の協議及び引継ぎ																		■	■
管理業務開始																			■

## 6. 社会体育施設概要

施設の名称	所在地	指定避難所		敷地面積(㎡)	主たる施設の概要							公共施設適正配置計画における方向性		
		地震	風水害		施設区分	構造	階数	施設面積	設置年度	耐用	満了年			
社第一体育館	沢部613-1	○	○	2,001.00㎡	体育館	RC造	1	769.12㎡	S62	(1987)	47年	2034 (R16)	存続	適正かつ計画的に維持管理、修繕を行う。
社武道館	木梨1131	○	○	874.25㎡	武道館	RC造	1	747.85㎡	S63	(1988)	47年	2035 (R17)	存続	適正かつ計画的に維持管理、修繕を行う。
滝野体育センター	上滝野1167-5	○	○	2,250.00㎡	体育館	RC造	1	1,182.00㎡	H2	(1990)	47年	2037 (R19)	存続	適正かつ計画的に維持管理、修繕を行う。
滝野総合公園体育館「スカイピア」	河高4007	○	○	71,736.00㎡	体育館	RC造	2	3,223.00㎡	H16	(2004)	47年	2051 (R33)	存続	適正かつ計画的に維持管理、修繕を行う。
東条第一体育館	岡本1564-1	—	—	2,606.00㎡	体育館	RC造	1	1,360.00㎡	S53	(1978)	47年	2025 (R7)	存続	耐震改修・長寿命化改修を実施する。

施設の名称	所在地	指定避難所		敷地面積(㎡)	主たる施設の概要							公共施設適正配置計画における方向性		
		地震	風水害		施設区分	構造	階数	施設面積	設置年度	耐用	満了年			
社第一グラウンド	東実210	—	—	17,300.00㎡	グラウンド	—	—	10,400.00㎡	S55	(1980)	—	—	転用	廃止し、他用途へ転用 (R7年度)

施設の名称	所在地	指定避難所		敷地面積(㎡)	主たる施設の概要							公共施設適正配置計画における方向性		
		地震	風水害		施設区分	構造	階数	施設面積	設置年度	耐用	満了年			
社第二グラウンド	藤田473-1	—	—	21,224.00㎡	グラウンド	—	—	14,980.00㎡	S55	(1980)	—	—	存続	適正かつ計画的に維持管理、修繕を行う。
社第三グラウンド	佐保43	—	—	13,880.00㎡	ソフトボール場 サッカー場	—	—	12,200.00㎡	S59	(1984)	—	—	存続	適正かつ計画的に維持管理、修繕を行う。
グリーンヒル・スタジアム	高岡1091-1	—	—	16,161.00㎡	野球場	—	—	11,533.00㎡	H4	(1992)	—	—	存続	適正かつ計画的に維持管理、修繕を行う。
滝野総合公園多目的グラウンド	河高4007	—	—	71,736.00㎡	グラウンド	—	—	33,610.00㎡	H12	(2000)	—	—	存続	適正かつ計画的に維持管理、修繕を行う。
東条グラウンド	岡本1521	—	—	21,608.00㎡	グラウンド	—	—	17,126.00㎡	S53	(1978)	—	—	存続	適正かつ計画的に維持管理、修繕を行う。
東条野球場	長貞1823-33	—	—	10,057.00㎡	野球場	—	—	9,022.00㎡	H5	(1993)	—	—	存続	適正かつ計画的に維持管理、修繕を行う。
東条健康の森スポーツ広場	新定724-11	—	—	9,548.00㎡	グラウンド	—	—	7,681.00㎡	H5	(1993)	—	—	存続	適正かつ計画的に維持管理、修繕を行う。
夕日ヶ丘公園パークゴルフ場	河高3014-17	—	—	16,534.00㎡	パークゴルフ場	—	—	14,160.00㎡	H17	(2005)	—	—	存続	適正かつ計画的に維持管理、修繕を行う。

施設の名称	所在地	指定避難所		敷地面積(㎡)	主たる施設の概要							公共施設適正配置計画における方向性		
		地震	風水害		施設区分	構造	面	施設面積	設置年度	耐用	満了年			
社第一テニスコート	東実210	—	—	グラウンドに含まれる	テニスコート	オムニコート	2	—	S55	(1980)	—	—	転用	廃止し、他用途へ転用 (R7年度)
社第二テニスコート	藤田473-1	—	—	グラウンドに含まれる	テニスコート	オムニコート	4	—	S55	(1980)	—	—	存続	適正かつ計画的に維持管理、修繕を行う。(ナイター設備有)
滝野総合公園テニスコート	河高4007	—	—	グラウンドに含まれる	テニスコート	オムニコート	4	—	H12	(2000)	—	—	存続	適正かつ計画的に維持管理、修繕を行う。(ナイター設備有)